

## 岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について

## 1 五地域区分の変更概要

## (1) 総括表

五地域区分	現行計画		変更する面積			変更後の計画(案)	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	246,850	16.2%	0	0	0	246,850	16.2%
農業地域(b)	746,916	48.9%	14	0	14	746,930	48.9%
森林地域(c)	1,174,408	76.9%	0	117	△ 117	1,174,291	76.9%
自然公園地域(d)	72,011	4.7%	0	0	0	72,011	4.7%
自然保全地域(e)	4,956	0.3%	0	0	0	4,956	0.3%
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	2,245,141	147.0%	14	117	△ 103	2,245,038	147.0%
白地地域	8,381	0.5%	0	0	0	8,381	0.5%
県土面積	1,527,501	100.0%	0	0	0	1,527,501	100.0%

注1:「都市地域」とは、一体の都市として総合的に開発、整備及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域である。

注2:「農業地域」とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域である。

注3:「森林地域」とは、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域である。

注4:「自然公園地域」とは、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されることが相当な地域である。

注5:「自然保全地域」とは、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域である。

注6:「白地地域」とは、五地域のいずれにも該当しない地域である。

注7:「県土面積」は、平成31年3月31日現在の国土地理院公表の数値である。

注8:五地域は互いに重複する部分があるため、五地域面積の合計は県土面積を上回っている。

注9:「現行計画の面積」は、令和元年11月30日現在の数値であること。

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の 地目現況 (ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積(ha)	縮小面積(ha)	他地域との重複		細区分の 指定状況	白地地域 の増減	地目	面積				
					名称	面積								名称
1	久慈森林地域 (14-3)	久慈市 (侍浜)		27	農	27				その他	27	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川森林計画の樹立(R3)	林地開発許可平成29年9月14日 開発許可完了平成30年10月25日
2	一関森林地域 (14-13)	一関市 (花泉)		3	農	3				その他	3	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(R4)	林地開発許可平成29年11月14日 開発許可完了平成30年11月15日
3	軽米森林地域 (14-2)	軽米町 (山内)		77	農	77				その他	77	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	馬淵川上流森林計画の樹立(R5)	林地開発許可平成28年1月8日 開発許可完了平成30年11月27日
4	金ヶ崎森林地域 (14-11)	金ヶ崎町 (三ヶ尻)		4	都農	4				その他	4	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(R4)	林地開発許可平成30年10月12日 開発許可完了平成31年4月12日
5	一戸森林地域 (14-2)	一戸町 (小繫)		6	農	6				その他	6	林地開発(養鶏施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	馬淵川上流森林計画の樹立(R5)	林地開発許可平成30年5月8日 開発許可完了令和元年5月29日
6	一関農業地域 (14-13)	一関市 (中里)	14		都森	14				農用地 森林 道路 宅地	3 7 2 2	都市計画区域内無指定の区域であるが、集落的な営農が営まれており、当該地域農業の振興を図る必要があるため。	農業振興地域の変更(R2) 農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の変更(R3)	
合 計			14	117										

## 2 変更スケジュール

時期	土地利用基本計画(計画図) 変更スケジュール	個別規制法サイドのスケジュール				
		都市計画法	農振法	森林法	自然公園法	自然環境保全法
令和元年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国土交通省との事前調整開始 (12/10)</li> <li>○市町村長からの意見聴取開始 (12/13)</li> <li>○市町村長からの意見聴取完了 (12/25)</li> </ul>					
令和2年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国土交通省との事前調整完了 (1/22)</li> </ul>					
令和2年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国土利用計画審議会 (2/6)</li> <li>○国土交通省からの意見聴取開始(2月上旬)</li> </ul>					
令和2年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国土交通省からの意見聴取完了(3月中旬)</li> <li>○計画変更決定・告示 (3月下旬)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業振興地域変更決定・告示(3月下旬)</li> </ul>			
令和2年4月 以降			<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業振興地域の農用地変更(4月以降)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各地域森林計画樹立年度の 10月下旬～11月下旬 ・計画(案)の縦覧</li> <li>11月下旬 ・市町村・森林管理局からの意見照会</li> <li>12月中旬 ・森林審議会</li> <li>12月下旬 ・農林水産大臣協議 ・地域森林計画公表</li> </ul>		